

法律的観点から見た山辺習学の仏教思想

頼 松 瑞 生*

Yamabe Shugaku's Buddhist Philosophy from a Legal Viewpoint

Yorimatsu Tamao*

Abstract

“Pioneer” was published in 1936. This religious book was written by Buddhist philosopher Yamabe Shugaku (1882-1944). It describes how to involve people and the society from a Buddhist perspective. The author took a stand against materialism and authoritarianism. He emphasized the necessity of respecting individual dignity. This study tries to analyze his Buddhist philosophy from a legal viewpoint.

キーワード：法と宗教，仏教，物質主義，権威主義，個人の尊厳

Keywords : LAW AND RELIGION, BUDDHISM, MATERIALISM, AUTHORITARIANISM, INDIVIDUAL DIGNITY

1. はじめに

法と宗教はともに社会規範としての性格を持つものである。それゆえに、古くから、宗教は法に影響を与えてきた。この点について、名尾玄乘は次のように述べている。

夫れ洋の東西を問はず建国当初の状態は所謂神権政治(Theocracy、Théocratie)の社会にして政教一致は国家統治の精神なり然り而して祭祀の長は即ち政治の長なり宗教の長は即ち司法の長なり当時法は神意に出づるもの司法権は神意に出づるもの司法権は神意を判断して人間に制裁を加ふる所のものなりと思惟したり¹⁾

しかしながら、今日、我が国においては、日本国憲法で政教分離の原則が採用され(第 20 条第 1 項後段及び第 3 項)、政治、即ち、法に対する宗教の影響が否定されている。それにもかかわらず、昭和 21 年、日本国憲法が制定された当初、我が国の宗教界では、この新憲法に関心を寄せる者がいた。曹洞宗の僧侶で駒沢大学総長も務めた衛藤即応である。ただ、その立場は、新憲法が掲げる政教分離の原則を肯定するものであって²⁾、宗教が法の内容に影響を及ぼすことを望むものではない。衛藤が望んだのは、それよりも、新憲法の実践するためには、宗教の力によって国民の精神を向上させていかなければならないということである。

これに関して、衛藤は、「法律や制度が如何に立派に出来ても、国民の教養がこれを実践しなければ、文化国家の建設は望まれない」³⁾ という。つまり、

*工学部人間科学系列教授 Professor, Department of Humanities, Social and Health Sciences, School of Engineering

法を守り、実施するのは人であるため、その人の修養が足りなければ、折角の法も十分に良い効果を発揮することができず、逆に悪用されることにもなりかねないというのである。衛藤が宗教に期待を寄せるのも、宗教には、法に込められた目的としての理想をよく理解し、それを実践するような人物を養う力があると信じていたからであった。

しかし、このような考えに対しては、単なる精神論にとどまり、法的観点からすれば、あまり参考にすべきものは得られないという指摘もありえよう。それは、宗教的立場に立った場合、具体的にどのように法に対して向き合えばよいのかということが明確ではないからである。つまり、日常生活において、どのように法を守り、法で定められたことを実行に移せばよいのかということが、宗教的立場から具体的に示されてこなかったため、宗教論と法律論が直接に結び付いてこないのであるといえよう。

この点について示唆を与えているように思われるのが、昭和 11 年に出版された、山辺習学の『開拓者』という著作である。この著作では、仏教の立場から、社会における人の生き方が説かれている。法律⁴⁾に関して直接的に論じたものではないが、人としての法律に対する向き合い方を考える上で、参考とすべき内容を持っているように思われる。本稿では、この著作を中心として、山辺習学の仏教思想を考察し、その法的意義を明らかにすることとしたい。

2. 山辺習学とその著作『開拓者』について

『開拓者』の著者である山辺習学は、浄土真宗大谷派の僧侶で、仏教学者である。明治 15 年 11 月 25 日に新潟県西蒲原郡横戸村に生まれた。17 歳の時、地元の長徳寺の住職に見出され、仏門に入っている。明治 41 年に真宗大学(その後、真宗大谷大学を経て、現在は大谷大学)を卒業した後、大正 4 年から、仏教研究のため、インド、セイロン(現在のスリランカ)、イギリスへ留学した。帰国後の大正 10 年、真宗大谷大学教授に就任するが、昭和 6 年に辞任し、以降は、仏教文化協会の設立(昭和 8 年)に関わるなど、仏教思想の普及運動に尽力している。その後、大谷大学に復帰(昭和 17 年)し、昭和 18 年

には学長となるが、在職中の翌 19 年 9 月 12 日に没した。享年 63 であった⁵⁾。

山辺は、仏教思想の普及に尽くし、多くの講演を行ったが、執筆活動にも意欲的であって、生涯に 20 冊を超える著作を残している。その中の 1 冊である『開拓者』は、昭和 11 年、仏教関係の専門書を多く扱う、京都の出版社、法蔵館より出版された。内容は、昭和 8 年から昭和 11 年頃にかけて、『大阪毎日新聞』を中心とする新聞、雑誌などに掲載された文章をまとめたものである。この著作の特徴に関して、山辺自身は、その自序において、「著しく社会性を帯びた」⁶⁾ものであると述べている。すなわち、仏教の立場から社会における人の生き方を説いたものであるということができよう。

その中には、人がどのように法律と向き合うかという問題も含まれてくる。何となれば、法律は、社会秩序を維持するという目的から、人々にとって守るべきことが要請されるものであり、社会の中で生きていく上で回避することができるものではないからである。しかし、その法律も、運用の仕方によって、良い成果を得ることができず、場合によっては、社会に悪影響を及ぼすことさえある。そこで、法律を運用する者、法律に従おうとする者、あるいは、法律を利用しようとする者が、どのような心構えをもって、法律と向き合うのが問題となってくるといえよう。すなわち、法律との向き合い方の如何によって、人は、法律を通じて、社会に、良い影響も、悪い影響も及ぼすことができるのである。仏教の立場は、法律との向き合い方に関して教えるところがあるであろうか。以下、『開拓者』の中で示された山辺の思想を検討し、この点について考察することとしたい。

3. 利己的個人主義の否定

現代社会は物質的に豊かになり、人々は、以前に比較すると、安楽な生活を営むことができるようになった。しかし、山辺によると、多くの人々はそれに満足できず、さらに物質的な利益や生活の利便性を求めて、そのことが生きる上での目的になってしまっているという。ところが、このような生き方は、人にとって、決して幸福なものとはいえない。山辺

は、その理由について、「交通機関が便利になつても、娯楽機関が完備しても、これによつて皆が幸福になるとは思はれない。反つて欲望が煽り立てられ、その欲心の何十分の一も満たされないといふことになつて、むしろ結果としては不幸を醸すといふ奇異な現象を呈してゐることは万人のよく知るところである」⁷⁾と述べている。

それでは、人々をこのような欲望に駆り立てているものは何か。それは、山辺によると、「小市民的な自分といふ小さい幸福を楽しむことを根本」とする「個人主義的な小さな自由主義的な生き方」⁸⁾であるという。つまり、自分のことのみを中心に考えて、社会全体に関する配慮に欠ける利己主義が、飽くなき欲望の根源にあると考えられているのである。

とはいえ、山辺は、個人よりも社会全体の方が重要であり、優先すべきものであると述べているわけではない。むしろ、そこには、個人を尊重しようとする姿勢が見られる。山辺が批判するのは、個人の物質的利益を追求する利己主義的な生き方であつて、個人の尊重を基本とする個人主義そのものに対してではない。以下に示される山辺の言葉はそのことを物語っている。

主義や見解は、それを突張るところにこだわりができて、一方には自分といふ広々としたしなやかな心境を狭く区切つてしまひ、他方にはその局限せられたものと同じやうに大きな自然の美味、自然の荘厳境をせまこましい平凡な無味乾燥なものにしてしまふ。環境を改善して幸福を獲ようとするいき方は、もうすでにその環境を勝手に限定してゐるのだし、悲壯な犠牲に生きようとするのも、やはり大きな心境を小さく区切つてゐるに過ぎないのだ⁹⁾。

つまり、物質的利益を追求するために、環境を改善していこうとする立場は、自己の生き方を物質的利益の追求に限定してしまうものであり、大きく広がる自己の可能性を狭めてしまうというのである。そもそも、物質的利益の確保は人が生きるための手段であつて、目的ではない。山辺は、この点について、次のように述べている。

金儲けが悪いのでない。心の精錬が足りないのだ。実のところ金は事業の資本であり、生活の器械を廻す油に過ぎないが、いつしかそれが逆になつて、一途に金を掴まうとする。そんな心得で掴んだ金は、傲慢と享楽で自分のみならず周囲の人達まで腐らしてしまうの外はあるまい。この時、金は、毒蛇となつてその人に噛つくのだ。これは実業に携はる人達のみでない、程度の多少はあれ万人に行きわたるであらう¹⁰⁾。

すなわち、物質的利益の追求に汲々としているうちに、本来の人間性が失われ、心も荒んでしまうというのである。もっとも、このようなことは、日々の暮らしのやり繰りに追われている、多くの人々にとって、起こりがちといえよう。次に示す山辺の言葉は、そのことを認めたものである。

又一方には世の中が開けてくれば来る程、利害問題が烈しくなつてゆくのと、又一方には一個人にして見れば、年を重ねるにつれて生活が複雑になり、責任が多くなつて来て、どうしても利害に煩はされる場合が余計になり、その反対に親切が消耗して、心が荒くなり、いつしか優しみや潤ひがなくなつて、干らびた棘々しい人柄になつてゆくこともざらにあることだ。よく「あの人は死に欲に取りつかかれて、この頃は出し渋る」など云はれるのはそれで、通常欲が深くなることは、いつしか利害関係に深入りして、親切をなくしたからだ¹¹⁾。

ここで述べられているように、人が生きていく上で物質的利益を求めるのはやむを得ないことであるが、そのために、他者を思いやる心、親切心を失ってしまうのでは、本末転倒である。つまり、人が本来の人間性を取り戻し、互いに尊重し合える社会を築き上げていくことこそが、人としての生きるべき道であるといえよう。

しかしながら、近代以降、我が国において整備されてきた法律制度は、資本主義の立場を前提としたものであり、個人に財産的利益の確保を権利として保障することに重点を置いてきた。それは、場合に

よっては、経済的強者が経済的弱者に犠牲を強いるかたちで権利行使し、利益を確保するということも可能とする。

そこで、考えてみなければならないのは、自分にとってその財産的利益は必要不可欠なものであるかということである。すなわち、それは、相手に多大な犠牲を強いてでも、手に入れなければならないようなものなのであろうか。また、仮に、その財産的利益を得ることが必要であったとしても、少しでも相手の経済的損失を減らすことや、何らかのかたちでその埋め合わせをすることはできないであろうか。法律によって権利が保障されていたとしても、権利を有する者は、以上のことを考慮した上で、権利行使すべきではないかと思われるのである。

法律は、ただ、そのまま、そこで定められた内容を実行すればよいというものではない。それをどのように実行するのが重要になってくるのである。つまり、法律で定められたことを実行する場合であっても、それによって影響を受ける者のことを考慮しなければならない。その者たちのために、何らかの手立てを講じた上で、法律に基づいて行動すべきことが求められるのである。

法律といえば、法律の内容そのものだけが注目されがちであるが、それだけではなく、法律を実行する者の心構えこそが肝要である。殊に、私人の権利保護を内容とする法律は、権利行使が私人に委ねられているため、その法律に基づいて権利行使しようとする一般人にも、その心構えが求められることになる。このことは、物質的利益に執着し、他者に対する配慮を欠く姿勢を批判する山辺の立場が、法律だけの力によって社会秩序が維持されるという見方と一線を画するものであることを物語っているといえよう。

4. 全体主義の否定

山辺が個人の物質的利益を追求する利己主義の考え方に対して否定的立場をとることは、これまでに説明してきた通りである。しかし、個人の利益そのものを否定し、個人に犠牲を強いる全体主義的な考え方に対しても、決して共鳴しているわけではない。そのことは、次の言葉にもよく表れている。

そこには悲痛な悩みも、忍び難い苦しみもあらうが、それに当面して勇ましくやつてゆくことが、真に生きる道だといふので、前の個人主義的な小さな自由主義的な生き方と較べていかにも、全体的で、英雄的、犠牲的で、勇ましい限りであるが、さうなるといつでも戦争状態にあることが必要条件となり、これをどこまでもどこまでも推し進めることになると、世界をあげて戦禍の巷に化してしまはなければ納まりがつかなくなるであらう¹²⁾。

つまり、全体主義は軍国主義に結び付きやすく、国民を戦禍に巻き込んでしまうおそれがあるというのである。これは、この著作が書かれた昭和10年前後の軍国主義的傾向に対して、当時、山辺が批判的な考え方を持っていたことを意味する。軍国主義は力によって物事を解決しようとする考え方であるが、山辺はこのような立場を「力」を主とする危険な思想¹³⁾であると述べている。さらに、当時、このような思想が広く一般国民の生活に暗い影を落としていたことにも危惧の念を抱いていたようである。すなわち、それは以下の言葉から見て取ることができる。

近代の複雑な社会生活を進めてゆくことは、一つの大交響楽にも喩へられよう。国民全体はそれぞれの楽器であるわけだから、ただ叱つたり撲つたりした丈では好い音が出るわけがない。況やリーダー格の好い楽師を殺めては尚更である。国民の音楽は陰惨な沈黙を守るの外はない。それだから皆がせい一つばいの好い音を出すには、生活全体にわたつて、巧に均衡を取らせることが至要である¹⁴⁾。

すなわち、国民には各々個性があり、それを上手に社会に調和させていくためには、指導者がそれぞれの立場をよく理解した上で、互いの対立を緩和しながら、まとめていく必要があるというのである。したがって、指導者が一つの方向性に従わせようと、力づくで国民を押さえ付けようとするのがあつてはならない。全体主義が否定されなければならない

いのは、政治的指導者が権力によって国民の自由を抑圧しようとするものであるからである。そこには、社会において、可能な限り、個人の特性を活かしていこうとする姿勢が見られる。

しかし、当時の日本では、権力主義が横行し、自らの立場に反対する者に対しては、権力をもって抑圧・排除することを厭わない風潮がみなぎっていた。山辺は、このような風潮に関して、次のように述べている。

近来我国に右翼左翼等の様々な危険なる社会運動が起つてゐるが、彼等主義者は畢竟権力を憑(たの)みて権威を認めないのではないかと思はれる。物には必ず権力があると同時に、権威といふものがある。国家には権力があると同時に又権威があります。日本の国体は数千年来伝統的に承継いだ権威である。同様に三宝¹⁵⁾は人生上の権威である。真の理想である。然るに邪慢のものは此の権威を認めようとしぬ。聖徳太子は篤く三宝を敬へと憲法の第二条に申されたが、私共が仏様を信じ敬ふ天地にまで進まねば結局人生は無意味である。最後のオーソリチーを認めないで単に人生五十年を齷齪(あくせく)してゐるのは第一精神上の向上心といふものが出て来ない。単に食つたり寝たりしてゐるのでは畜生の生活と何等変る所がないのであります¹⁶⁾。

ここで「邪慢」と述べられているのは、邪見¹⁷⁾と驕慢¹⁸⁾のことである。つまり、権力を振りかざして、他者を押さえ付けようとする者は、自分の主義主張にとらわれて、広い世界のこと、物事の真理というものが見えなくなっているというのである。したがって、社会の中で正しいのが己の立場だけとは限らず、他の立場も尊重されるべきであるということに思いが至らなくなる。特に、権力を握る者はこの点に留意しなければならないであろう。権力者が、物事の真理を理解しようとせず、自分の主義主張に基づいてのみ権力を行使しようとするのは、社会の調和を乱すことにもなり、危険以外の何物でもないからである。

この著作が出版された昭和11年には、思想犯保護観察法が制定され、国民に対する思想の統制が強

化されつつあった。山辺はこれらの動向について明確に触れていないが、国家権力によって国民の自由が抑圧されていく状況を危機的にとらえていたと思われる¹⁹⁾。山辺としては、権力者たる者が仏法に帰依し、広く国民個人の立場を認めた上で、社会の調和に努めるようにすることを願っていたに違いないであろう。

まず、そのためにも、権力者に求められるのが、自らの主義主張にとらわれず、時宜に応じて、我を折るということである。山辺は、この点に関して、「信心の中味はといへば正しい道理を見て我情を折ることである」²⁰⁾と述べている。すなわち、相手の立場を考えて、譲るべき時は譲るということが必要なのである。このことは、法律の制定や執行に関わる者にも該当しよう。人権を制約する法律を成立させ、居丈高に国民を押さえ付けようとすることは、権力者側の我を通すだけで、多くの国民の利益とはならない。権力者たる立場にある者は、自分たちが制定し、運用した法律によって影響を受けるのは国民なのであるということをよく理解した上で、国民の立場に立って、法律の制定や執行をするように心掛けるべきなのである。

山辺は、「驕慢から謙敬へ」²¹⁾と人々が心を改めていくべきことを説いている。すなわち、驕慢(おごり高ぶって、我を通そうとすること)の心を捨て、謙敬(謙虚な姿勢で、仏の教えを敬うこと)の心を持つべきであるというのである。為政者が、謙敬の心を持って、政治を行うならば、国民はその個性を發揮して、社会の発展にも貢献することができるであろう。山辺が望んだのは、そのような社会であったと思われる。

5. 個人の尊重

山辺が個人に犠牲を強いる全体主義に批判的立場をとっていたことは、これまでに述べてきた通りである。その背景には、個人を尊重すべきであるという、強い信念があったように思われる。それが明確に現れているのが、山辺が、その著作において、繰り返し、親子心中に対して批判しているところである。

『開拓者』では、その内容のかなりの部分が親子

心中に対する批判に割かれている。山辺は、親が子を道連れにして命を絶つ親子心中を強く批判して、「親の名を持つ悪魔」²²⁾の所業であるという。さらに、このような「悪魔の所業」がなされる理由に関して、「そこには極端な無智と自我主義が働いてゐる」²³⁾というのである。ここで「極端な無智と自我主義」と述べられているのは、自己本位に陥っている結果として、子殺しの親に子の人格を尊重する姿勢が見られないということであろう。この点について、山辺は、次のように述べている。

之等はその根本が慢であつて「理を見て情を折り」ことを知らないから、つひ脱線して邪慢に陥り、子供の人格まで否定するやうな結果になるので、従つて此の世で真に尊敬すべきものを知らないのである²⁴⁾。

つまり、自分の子を殺す親であっても、子に対して愛着を感じているのであるが、それは愛玩動物に対するが如き心情である。そのため、子の立場を慮ることなく、自分の都合だけで、その生命を奪ってしまうことができるのである。しかし、子といえども、独立した、尊い人格であり、親が生殺与奪の権を持つべきものではない。親が、子に対しても、尊い人格を持つものとして敬う姿勢を有していたならば、子殺しなどできるはずがないということなのである。このように子の人格が尊重されなければならないという主張がなされる点から、山辺が個人を尊重する立場をとっていたことは明らかである。

それでは、親の子殺しに見られるように、自我主義に陥って、他者の立場に立って物事を考えることができない者が出てくるのは何故であろうか。この点について、山辺は次のように述べている。

仏の教へが国内に弘まつてゐたころは、誰しも人間といふものは一人一人遠い過去を荷ひ、永い将来に臨んでゐるのだと思ひこんでゐた。いはゆる三世因果の思想である。それゆゑにこの思想が社会通念となつて無自覚的に人格に対する深い尊厳を持つことが出来た。親だとして子の生命に勝手な振舞は出来ない。この世に縁あつて、親子となり、兄弟となり、夫婦となつ

ても皆が三世を貫いて、大きな生活に連なつてゐるから、この世の定めとしてさまざまの困難に遭ひ、どうしても力の及ばぬことがあつても、親の情けで殺すといふやうな残酷な主我的な思想は持てなかつた²⁵⁾。

つまり、人は、それぞれ、生まれるべくして生まれてきた理由があるのであるから、他の者が勝手にその生命を絶つことができないというのである。以前は、仏教を通じて、その考え方が人々の間で共有されてきた。しかし、現在では、仏教が衰退してしまつたので、他者の人格を尊重しようとする姿勢が全体的に弱まっている。山辺はこのような現状を嘆き、他者の人格を尊重すべきことを説くのである。

それでは、人々が互いに相手の人格を尊重し合えるようになるためには、何をなすべきであろうか。この点に関しては、山辺が挙げる「仏は盗みの罪を離れる行を修め、その功德にて、人々の求めるものを得るやうにと願ひ給ふ」²⁶⁾という経典の文章が示唆を与えているように思われる。ここで、「盗みの罪」というのは、他人の財物を盗むという法律上の罪のことではなく、仏教でいう「非所応」²⁷⁾のことを意味している。「非所応」というのは、相手に対して「相当すべき態度に出ない」又は「為すべきことを為さない」ことである²⁸⁾。そうすると、「盗みの罪を離れ」て、「人々の求めるものを得る」ようにするというのは、「すべて先方の与へる真実に応じて正しい態度を取ること」²⁹⁾である。換言すれば、相手が、自分に向けて、行った行為、又は、与えた物に対して、それに相応する行為を行い、又は、相応する物を与えるということになろう。相手に何かをやらせておいて、自分がそれに相応する振る舞いをなさなければ、人としての責任を果たしたことになるはず、相手を尊重したことにもならない。したがって、人々の間で個人を尊重する姿勢が根付くようになるためには、各人が相手の行いに対して相応する行いができるように心掛けるのが重要であるということになるのである。

これを法律上の問題に当てはめて考えてみると、相手が法律上の権利を行使してきた場合や、法律上の義務を履行してきた場合、こちらにはそれに相応する行為を行う義務があるということである。しか

し、その相応する行為というのは、必ずしも、形式的に法律で定められた義務がそのまま求められることを意味しない。法律で定められている義務をそのまま履行することによって、当事者において、かえって衡平を欠くという場合もありうるであろう。法律上、義務を履行し、権利を行使するにあたっては、形式的に法律の内容に従っているかということだけではなく、それによって当事者の衡平が保たれているかということにも配慮しなければならないのである。

このように、個人の人格を重視する山辺の思想は、法律を用いて社会生活を営む人間がいかに法律と向き合って、それを使いこなすべきであるかということについて示唆を与えるものといえよう。そこから学ぶことができるのは、法律を用いるのは人間であり、その用い方如何によって、個人が尊重される社会が実現するか否かが決まってくるということである。

6. 結び

以上、山辺の仏教思想を検討することを通じて、社会において人がいかに法律と向き合うべきかという問題を考察してきた。それでは、山辺は、法律そのものに関して、どのようにとらえていたのだろうか。この点について、その考えを示されているのが、『開拓者』よりも前の大正14年に出版された『理想と現実』³⁰⁾の中で述べられている、次の部分である。

社会や組織は或約束のもとに成立する。家庭なら家庭の中に、親子兄弟夫婦の間に五倫五常の道あり、国家には法律があり、世界の相互の間にはまた国際条約といふものが成立つてをる。すべて社会といふ所には必ず理想が実現妥当して居る。道徳といひ法律といふもその左証である³¹⁾。

すなわち、法律というものは、社会において実現すべき理想であるというのである。そうであれば、問題となってくるのは、人がいかに理想である法律に近付くかということである。そのためには、人が、法律に込められた理念というものを理解した上で、

その理念に沿った行動をすることが求められるようになる。ここで注意しなければならないのは、法律の文面にとらわれ、形式主義に陥ってはならないということである。あくまでも、法律の理念を追求することが肝要なのである。それでは、法律に込められた理想、理念とは、どのようなものであるか。山辺にあつて、それは、個人が尊重されつつ、個人と社会が調和していくことを意味していたといえよう。ただ、問題となるのは、果たして、当時の法律が山辺の思い描く理想を体現していたかということである。

注

- 1) 名尾玄乘『法律と宗教との関係』(早稲田大学出版部、明治37年)1頁。
- 2) 衛藤即応「宗教と教育」『道元禪師と現代』(春秋社、昭和55年)415頁。
- 3) 衛藤即応「文化と宗教」『道元禪師と現代』(前掲注2))321頁。
- 4) 「法律」という言葉は、法と同義で用いられる場合がある。一方、「法」という言葉は、仏法の意味でも用いられる。本稿では、誤解を避ける目的から、第二章以降、可能な限り、「法」に代わって、「法律」という表現を用いることとした。
- 5) 山辺習学の経歴については峰島旭雄「山辺習学」『日本人名大事典 現代』(平凡社、昭和54年)を参照した。
- 6) 山辺習学『開拓者』自序1頁目。
- 7) 山辺・前掲注6)2頁。
- 8) 山辺・前掲注6)3頁。
- 9) 山辺・前掲注6)4頁。
- 10) 山辺・前掲注6)21頁。
- 11) 山辺・前掲注6)95頁。
- 12) 山辺・前掲注6)3頁。
- 13) 山辺・前掲注6)10頁。
- 14) 山辺・前掲注6)11頁。
- 15) 仏(悟りを得た者)と法(仏の説いた教え)と僧(仏教に帰依して修行する者)。仏教において敬うべきものとされている。
- 16) 山辺・前掲注6)170頁。
- 17) よこしまな考え方。仏法を信じようとしぬ誤った考え方。

- 18) 仏教の三宝を敬おうとしない、おごり高ぶった気持ち。
- 19) しかし、山辺は、その後出版された著書『仏教の新体制』(第一書房、昭和 16 年)において、軍国主義に協調するような内容の記述を残している。思想の統制が強化されていた当時においては、ある程度、自身の信念を曲げて、体制に迎合するような内容の記述をしなければ、出版することが難しかったという事情があったからであると考えられる。
- 20) 山辺・前掲注 6)172 頁。
- 21) 山辺・前掲注 6)164 頁。
- 22) 山辺・前掲注 6)56 頁。
- 23) 山辺・前掲注 6)57 頁。
- 24) 山辺・前掲注 6)181 頁。
- 25) 山辺・前掲注 6)39 頁。
- 26) 山辺・前掲注 6)22 頁。
- 27) 仏垂般涅槃略説教誡経(仏遺教経)中の言葉。
- 28) 山辺・前掲注 6)23 頁。
- 29) 山辺・前掲注 6)24 頁。
- 30) 興教書院より出版された。
- 31) 山辺・前掲注 30)3 頁。